

【令和4年度】

豊中市スマートハウス等支援補助金のご案内

豊中市はゼロカーボンシティとして 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組んでいます。家庭から排出される温室効果ガス排出量を削減するため、**エネルギーを「節約する」「創る」「蓄える」住宅を支援します！**

1. 募集期間

●令和4年(2022年)5月9日(月)～令和5年(2023年)2月28日(火)まで

2. 申込先

●豊中市環境部環境政策課 環境企画係（豊中市役所第一庁舎5階）
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
電話：06-6858-2108

<受付について>

・新型コロナウイルス感染防止のため、郵送または電子申込システムでの受付となります。

窓口での取り扱いはありませんので、ご注意ください。

※配達記録受付日、電子申込システムでの提出日が令和4年(2022年)5月9日(月)～令和5年(2022年)2月28日(火)までのものに限りま

・先着順で受け付けます。

・申込期間内であっても、補助金の予算額に達し次第受付を終了します。

3. 補助金の交付対象者

次の①～⑤を満たす個人

- ① 自ら所有する住宅である。
- ② 自ら居住している又は居住しようとする住宅である。
- ③ 補助対象となる設備設置等を施工業者又は販売店に委託する。
- ④ 対象設備の設置工事の完了が令和4年4月1日～令和5年2月28日までである。
- ⑤ 実績報告書を令和5年2月28日までに提出できる。

次の①～④を満たす集合住宅等の所有者

- ① 集合住宅の全戸を断熱リフォームする。
- ② リフォームを施工業者又は販売店に委託する。
- ③ 対象の工事の完了が令和4年4月1日～令和5年2月28日までである。
- ④ 実績報告書を令和5年2月28日までに提出できる。

4. 補助対象と補助金額

※ スマートハウス支援補助金と ZEH 支援補助金は同時に申込みできません。

スマートハウス支援補助金

※ **すべて千円未満は切り捨てとなります。**

個人		
補助対象		補助金の額
太陽光発電設備	・発電した電気を自家消費し、余った電気を売電している ・10kW 未満のもの	1 kW あたり 2 万円 <u>上限 6 万円</u>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	・一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定する製品	本体及び付属機器購入費の 10 分の 1 <u>上限 6 万円</u>
断熱リフォーム	・北海道環境財団において、補助対象製品として登録されている製品を使用した、住宅の断熱改修	必要な建築材料の購入及び必要な工事に要する経費の 3 分の 1 <u>上限 20 万円</u>
蓄電システム	・環境共創イニシアチブにおいて、補助対象機器として登録されているもの	初期実効容量 1 kWh あたり 1 万円 <u>上限 6 万円</u>
スマートハウス化工事加算	・断熱リフォームと、太陽光発電設備の設置又は家庭用燃料電池システムの設置を同時に行う場合	<u>4 万円</u>
賃貸等の集合住宅の所有者		
補助対象		補助金の額
断熱リフォーム	・北海道環境財団において、補助対象製品として登録されている製品を使用した、住宅の断熱改修	必要な建築材料の購入及び必要な工事に要する経費の 3 分の 1 <u>1 戸当たり 10 万円上限 40 万円</u>

ZEH 支援補助金(個人のみ)

補助対象		補助金の額
ZEH	・BELS の評価書に「ZEH マーク」と「ゼロエネ相当」の表示がある住宅	<u>20 万円</u>
蓄電システム	・環境共創イニシアチブにおいて、補助対象機器として登録されているもの	初期実効容量 1 kWh あたり 1 万円 <u>上限 6 万円</u>

5. 交付申込のご案内

申込方法

(1) 郵送

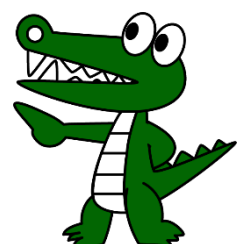
配達記録受付日の先着順で受け付けます。
配達記録のない場合、市に到達した日を受付日とします。

(2) 電子申込システム

市のホームページ又は右の二次元コードから申し込み



電子申込システム



提出書類

(様式第 1 号) 豊中市スマートハウス等支援補助金交付申込書とあわせて以下の書類をご提出ください。

※ 集合住宅の所有者が全戸で断熱リフォームを行う場合は必要書類が違いますので、事前にご相談ください。

スマートハウス支援補助金

太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備設置前の現況写真 ※ 遠景：住居全体、近景：設置場所（屋根など） ※ 写真撮影時の注意点を必ずご確認ください。 ② 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの ③ 明細書 ※ 様式はホームページで公開しています。 ④ 対象設備の仕様が確認できるパンフレット等
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備設置前の現況写真 ② 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの ③ 明細書 ※ 様式はホームページで公開しています。 ④ 対象システムの設置位置を示す図面 ※ 設置位置を記入した平面図。手書き可。
断熱リフォーム (個人)	<ul style="list-style-type: none"> ① 施工前の写真 ※ 写真撮影時の注意点を必ずご確認ください。 ② 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの ③ 明細書 ※ 様式はホームページで公開しています。 ④ 断熱リフォームを行う箇所を示した平面図 ※ 明細書に記載の番号を平面図に示してください。手書き可。
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様が確認できるパンフレット ② 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの ③ 明細書 ※ 様式はホームページで公開しています。 ④ 対象システムの設置位置を示す図面 ※ 設置位置を記入した平面図。手書き可。

ZEH 支援補助金

ZEH	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築請負契約書の写し ② BELS 評価書の写し ※ 「ZEH マーク」とゼロエネ相当の表示があり、『ZEH』であることが示されたもの。
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕様が確認できるパンフレット ② 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの ③ 明細書 ※ 様式はホームページで公開しています。 ④ 対象システムの設置位置を示す図面 ※ 設置位置を記入した平面図。手書き可。

6. 実績報告のご案内

提出期限

- ① 工事が完了してから2か月以内
- ② 交付決定通知書を受け取った日から1か月以内
- ①、②のうちいずれか遅い日までに実績報告書を提出してください。

なお、上記にかかわらず令和5年2月28日が最終期限です。

この日までに実績報告書を提出いただけない場合、補助金の交付決定を取り消しますのでご注意ください。

提出書類

○すべての人が提出する書類

・住民票の写し

対象設備を設置した住所に居住していることを確認します。

個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。

スマートハウス支援補助金

交付申込時から変更があった場合は、必要書類がかわりますので、お問い合わせください。

太陽光発電設備	① 設備設置後の写真 ※ 遠景：住居全体、近景：設置場所（屋根など） ※ 設備設置前と同じアングルで撮影してください。 ② 領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの ③ 電力受給契約の内容がわかるもの
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	① 設備設置後の写真 ② 運転中の状況を示す付属リモコンの写真 ③ 領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの ④ 保証書の写し
断熱リフォーム （個人）	① 施工後の写真 ② 北海道環境財団指定様式の出荷証明書又は施工証明書 ③ 領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの
蓄電システム	① 設備設置後の写真 ② 領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの

ZEH 支援補助金

ZEH	① 対象の建物の外観写真 ② 領収書の写し
蓄電システム	① 設置後の写真 ② 領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの

7. 補助金の請求について

実績報告書の内容の審査後、不備がなければ「スマートハウス等支援補助金額確定通知書」を補助金のご本人宛に送付します。届きましたら速やかに請求書をご提出ください。

請求書の提出期限は令和 5 年 3 月 31 日です。

提出期限に間に合わない場合、補助金の交付決定を取り消しますのでご注意ください。

8. 設備設置後の義務

設備の適正管理

・設置した設備は 6 年間売却、譲渡、貸与等はできません。自然災害その他受給者の責めに帰ることができない理由で設備が使用不能になったとき、又は設備を設置した住宅の所有権の移転が発生したときは、届出が必要です。

効果測定アンケート

・補助金を受けて設備設置等をした方は、効果測定のアンケートにご協力いただきます。

【提出先・お問い合わせ先】

豊中市環境部環境政策課
環境企画係（スマートハウス等支援補助金担当）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2108

メール：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp

補助金交付の流れ

